

[事後届出の場合の届出書の記載例]

注1

代理人による届出の場合には、代理権の所在およびその範囲を証する書面を添付して下さい。

注2

届出に関する権利が地上権、賃借権またはこれらの権利の取得を目的とする権利である場合は、これらの権利の内容（抵当権等の土地に関する所有権以外の権利、存続期間、残存期間、堅固・非堅固の別、地代のほか権利設定にあたっての一時金の有無、増改築の禁止などの特約の有無、登記の有無など）を記載して下さい。（必要に応じて、「その他参考となるべき事項」の欄または別紙に記載して下さい。）

注3

届出の対象となる土地に関する権利の移転等と併せて、その土地に存する工作物等について権利の移転等が行われる場合には、工作物等の内容（住宅・杉林等の別、延べ面積、構造、樹種、本数、権利の種別など）を記載して下さい。（必要に応じて、「その他参考となるべき事項」の欄または別紙に記載して下さい。）

注4

「工作物等に関する対価の額等」の欄には、消費税額(地方消費税額を含みます。)に相当する額を含んだ額を記載して下さい。

注5

届出に係る土地に関する権利の移転または設定をする契約と一体とみなされる契約（土地に関する契約に付随したまたは相当因果関係を有すると認められる支出を内容とする契約〈例：営業補償、移転料〉。）を行った場合には、その契約の内容を届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に記載して下さい。



記入上の注意

- ①※印のある欄には記載しないこと。
 - ②「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称および代表者の氏名を記載すること。
 - ③「番号」の欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
 - ④「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記載すること。
 - ⑤「概要」の欄には、建築物その他の工作物にあつては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあつては、樹種、樹齢等を記載すること。
 - ⑥「移転又は設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。
 - ⑦「利用目的」の欄には、用途、規模等当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記載すること。
 - ⑧「人工面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地および砂地（農地、採草放牧地および芝生、庭園木等の植栽された土地を除く）以外の土地の面積の割合の現況および計画を記載すること。
 - ⑨「計画人口」の欄には、住宅団地における想定人口等を記載すること。
 - ⑩「その他参考となるべき事項」の欄には、土地に関する権利の移転または設定と併せて権利の移転または設定をする工作物等以外の工作物等に関する事項その他を記載すること。

●詳しくは、土地の所在する都道府県・政令指定都市の国土利用計画法担当課または最寄りの市・区役所、町村役場へおたずね下さい